

◎特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特 別措置法の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第八五号)(衆)

一、提案理由(平成二九年一二月五日・衆議院本会議)

○高鳥修一君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を五年延長しようとするものであります。

本案は、去る十二月一日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二九年一二月八日)

○島村大君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、C型肝炎感染被害者を救済するための特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を法施行後十年から十五年に延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長高鳥修一君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二九年一二月七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、C型肝炎訴訟を通じて得られた特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤に係る事実認定の状況について速やかなる情報提供を行うこと。
- 二、本特別措置法が施行されてから十年間が経過するにもかかわらず、給付金の請求に至っていない特定C型肝炎ウイルス感染者がいまだ多数存在すると見込まれることから、給付金の支給手続の一層の周知を図り、特定フィブリノゲン製剤等の納入実績の

ある医療機関による診療録等の確認作業を促すとともに、肝炎ウイルス検査の勧奨を
広く進めること。

三、肝炎に関する正しい知識の普及、医療体制の整備、研究の促進など、肝炎対策を総
合的に進めるとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者を対象と
した医療費助成の仕組みを早急に実現すること。

四、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの観点から、国際的な肝炎対策の展開に当たり、
WHOから指定された組織に対して必要な協力を行うこと。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。